

真宗教団連合 交流支援事業

(趣旨)

宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年・真宗教団連合 50 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の取り組みとして、加盟宗派及び本事業の理念に賛同する団体等が実施する各種事業に対し、真宗教団連合（以下「当連合」という。）として、事業交流の促進を目的に後援や協賛等の支援を行い、もって記念事業の理念及び「50周年共同宣言」の願いを具現化する。

記念事業の理念

2020（令和2）年に真宗教団連合結成 50 周年、2023（令和5）年に宗祖御誕生 850 年、2024（令和6）年に立教開宗 800 年をお迎えするにあたり、教団連合結成の願いと、宗祖親鸞聖人ご誕生の意義及び立教開宗の精神を明らかにするとともに、真宗教団連合憲章に掲げる真宗宣布についての総合的対策を樹立し、真に時代に即応した教化活動を展開するため、本事業を推進する。

50周年共同宣言

- 1 私たちは、いのちあるすべての存在が互いに響き合う世界、誰一人取り残されることなく、共に生きることのできる世界を目指し、取り組んでまいります。
- 2 前項の目的を達するため、世界に開かれた真宗教団として共同し、各宗派間における情報交換や事業交流を進めるとともに、他団体とも広い協力関係を構築するよう、つとめてまいります。

(事業概要)

本事業は、①加盟宗派が取り組む事業への後援・協賛、②超宗派で取り組まれる事業への人の派遣支援、③その他の団体等が取り組む事業への後援・協賛の三種に分けて取り組む。

1 加盟宗派が取り組む事業への後援・協賛

加盟宗派が取り組む事業について、宗派間における情報交換や事業交流の促進及び真宗教団連合の周知を目的に、申請に基づき、「真宗教団連合」名の後援又は協賛を行う。

(1) 後援・協賛の主な内容

- ・加盟宗派又は各支部・地区等への案内及び参加奨励 ※後援・協賛共通
- ・真宗教団連合HPにおける告知 ※後援・協賛共通
- ・宗派間の事業連携に必要な関係部門の取り次ぎ等の仲介 ※後援・協賛共通
- ・協賛金 一律5万円（年間5団体まで） ※協賛のみ

※その他、希望内容に応じて協議のうえ必要な支援を行う。

例) 本願寺派が開催する「献菊展」を教団連合として後援又は協賛し、出展と鑑賞を奨励する。優秀な作品に対し、「教団連合賞」を贈呈する。

(2) 申請・決定方法：別に定める申請用紙にて事務総局宛に申請し、事務総局にて決定。

(3) その他

本事業の展開を契機に、これまで各宗派が個別的に行ってきた各種事業についても、広く他宗派との情報交換や事業交流の視点をもって取り組まれるよう奨励する。

真宗教団連合 交流支援事業

2 宗派や教団の枠組みを超えて取り組まれる事業への人の派遣支援

平和、過疎、差別問題、医療、青年教化、災害支援等、宗派や教団の枠組みを超えて取り組まれている各種活動や事業に対し、教団連合加盟宗派の参画と事業交流を支援する。

- ①現に宗派や教団の枠組みを超えて取り組まれている様々な活動や事業に対し、教団連合名で参加枠を確保するとともに必要な費用を負担し、加盟宗派からの参加希望者を公募して派遣する。
- ②事業への参画を希望するが、宗派単独では困難な事情がある場合などに、当該宗派からの要請を受けて、教団連合名で参加枠を確保するとともに必要な費用を負担し、希望者の派遣を支援する。

3 その他の団体等が取り組む事業への後援・協賛

(1) 取扱い

記念事業及び共同宣言の理念に賛同する各種団体等が主催する事業について、教団連合名での「後援」又は協賛金の拠出を伴う「協賛」により支援する。

※後援・協賛ともに、加盟各派・支部への紹介や広報、チケット販売の取り次ぎ等については、申請団体の希望内容に基づき、審査のうえ決定する。

(2) 許可に関する基本要件

許可申請については、次の要件を満たすものについて審査を行うものとする。

- ①当該事業が記念事業及び共同宣言の理念に反しない内容であること
 - ②特定の政治活動に利用されるおそれがないもの
 - ③主催者に事業を遂行できる能力があると認められるもの
 - ④事業を開催するための計画が作成されており、かつ、当該事業の運営方法が適正であると認められるもの
 - ⑤主催者や当該事業の関係者に暴力団等反社会的勢力の関与がないこと
- ※上記のうち、②及び⑤については申請書にて自己申告を求めるものとする。

(3) 許可申請

許可申請は、別に定める申請用紙により、理事長宛に申請するものとする。また、必要により次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

- ①事業計画書、実施要領その他事業の概要に関する書類
- ②事業の収支予算に関する書類（協賛の場合は必須）
- ③定款・会則・役員名簿・事業報告等、主催者の概要に関する書類
- ④その他必要と認める書類

(4) 許可の決定

企画専門委員会にて申請内容を審査したうえで、理事長が決定する。ただし、協賛金が当該年度の予算を超過するときは、次年度予算に計上して理事・評議員会の議決を得るものとする。